

# 札幌市立東月寒中学校 いじめ防止基本方針〔令和7年4月〕

## 1 いじめの防止等のための対策についての基本的な考え方

### (1) いじめ防止等の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

また、全国的にも、いじめを背景とした生徒の生命や心身に重大事態が生じる事案が発生している。

こうした状況を踏まえ、いじめの問題への対応を、本校における重要課題の一つとして捉え、学校全体として組織として取り組んでいく。

なお、国は、いじめ防止対策推進法（以下「いじめ防止法」という。）第11条1項の規定に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、いじめの防止等の基本理念を以下のとおり掲げている。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

（国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より抜粋）

国が掲げるいじめ防止等に関する基本理念は普遍的なものであり、本校のいじめ防止等における基本的な考え方と全く一致している。

### (2) いじめの定義

いじめ防止法第2条は、以下のとおりいじめを定義している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

\* 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

- \* 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツ少年団等当該生徒が関わっている他校の仲間や集団(グループ)など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。
- \* 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

本校における「いじめ」の定義もこの法律に全く準ずるものとする。

### (3) いじめについての基本的理解

いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう努める。

#### ◆具体的ないじめの様態例

- \* 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- \* 仲間はずれ、集団による無視をされる
- \* 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- \* ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- \* 金品をたかられる
- \* 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- \* 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- \* パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる  
( 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より )

## 2 東月寒中学校が目指すいじめ防止のビジョン

いじめの問題をより根本的に克服していくために「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」との共通認識を教職員の一人一人がもち、生徒一人一人がいじめの問題について主体的に考えることができるよう日々の指導にあたる。

また、いじめ防止法の基本理念に基づき、学校や家庭、そして地域が一体となって、いじめを生まない土壌を創出するよう努める。

そこで、学校として下記のいじめ防止のビジョンを掲げいじめ防止に取り組んでいく。

**学校・家庭・地域総ぐるみで、  
いじめは「しない・させない・許さない」を徹底する**

## 3 いじめの禁止

いじめ防止法第4条に「児童等は、いじめを行ってはならない。」と明記されている。これを、生徒に対し日常的に伝えていく。

## 4 責務

本校及び本校の教職員は、本基本方針の基本理念にのっとり、在籍する生徒の保護者、地域、児童相談所その他の関係各所との連携を図りつつ、学校全体としていじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

## 5 東月寒中学校いじめ防止対策委員会の設置

### (1) 設置の目的

いじめ事案の早期発見、解決に向けての方向性を協議し速やかに対応する。

なお、いじめ防止対策委員会の責任者は校長であり、いじめの防止等に関する全ての取組は、校長の監督の下で行うものとする。

### (2) 構成員

いじめ防止対策委員会は、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、生徒指導部生活係、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを構成員とする。また、委員長は生徒指導主事とする。

必要に応じて、事案関係教職員、相談支援パートナー、他外部関係機関担当者等を加える。

なお、いじめの疑いを把握した場合は、いじめ防止対策委員会において速やかに対応する必要があることから、上記構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。

いじめ防止対策委員会開催時に校長が不在の場合は、教頭又は主幹教諭がその会議を監督するものとし、事後、校長に全体を報告し決裁を得る。

それぞれの構成員がやむを得ず会議に参加できない場合は、会議日以外に個別に意見を求める。

### (3) 開催時期

いじめ防止対策委員会は、定例の会議を月に1回開催する。

また開催予定日は「生徒指導年間計画」に位置付ける。

なお、学校としていじめの疑いを把握した場合は、速やかに開催する。

### (4) 取組内容

「札幌市いじめ防止基本方針」「札幌市立東月寒中学校いじめ防止基本方針」に規定される、いじめの未然防止や情報共有・調査・指導・解決を図る。

毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を組織として確認する。また、いじめの疑いを把握した場合やいじめにつながり得る状況を何らかの形で認知した場合は、ただちにいじめ防止対策委員会会議を開催し、速やかにその情報を共有し、共通認識・共通理解をもってその事案に組織として適切に対応していく。

いじめに係るアンケートの実施後は、アンケートの結果や面談等の内容について検討するため、いじめ防止対策委員会を必ず開催する。

委員会を開催した際は、その会議録を作成し、校長の決裁を得る。なお、個別の事案の対応状況については、会議録とは別に記録する。

#### (5) 補足

東月寒中いじめ防止対策委員会は、生徒指導委員会を兼ねることがある。

なお、その際、いじめ防止対策委員会としての会議部分の記録は、上述のとおり、別途作成するものとする。

### 6 いじめの防止等のための取組

#### (1) いじめの未然防止

- 日常生活、授業、各種行事、部活動等、学校生活のあらゆる場面を通して「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体で共有し、いじめを生まない・許さない環境づくりに努める。
- 道徳教育等いじめについて学ぶ機会を積極的に設け、生徒が自他ともに思いやりの心を醸成していける環境づくりを目指す。
- 生活常任委員会によるピア・サポート等の活動や学年集会等での生徒からの日常的な声かけを行うなど、いじめの防止に向けた生徒の主体的な取組や、いじめが起きにくい、いじめを許さない意識の醸成を目指す生徒活動を支援する。
- 教職員においても、いじめ防止に係る研修会を積極的に設ける。

#### (2) インターネット上のいじめの防止

- 札幌市では、SNS等インターネットを通じて行われるいじめや犯罪を早期に把握して対応するため、ネットパトロールを実施していることを全体に周知する。
- 警察やネットパトロール業者等による、生徒向けの安全教室等を実施する。
- 日頃から児童生徒のインターネットの利用状況を把握するよう努める。
- インターネットによるコミュニケーションでは、誤解やすれ違いなどが生じやすいことを日常的に指導する。
- インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになるだけでなく、自らの犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を日常的に心がける。
- 情報モラル教育の推進に当たっては、小中一貫した教育のパートナー校及び家庭や地域と密に連携しながら、子どもの発達に段階に応じた系統的な指導を行っていく。

#### (3) いじめの早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われること、暴力を伴わないいじめや、グループ内のいじめなどは見過ごしやすいことから、生徒が発する小さなサインにもいち早く気付くよう努める。
- 生徒への日常的な声かけ等による関わり、出席状況の確認等により、生徒の変容を見いだすよう努める。
- 生徒からいじめの情報を得やすくするための環境づくりを心がける。

- 生徒のＳＯＳを早期に把握するため、ＩＣＴを活用するとともに、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも含めた全ての教職員が連携して、丁寧に日常的に生徒の見守りを行う。
- 部活動、スポーツ少年団等、他学年や他校を含むあらゆる集団における人間関係の把握に努める。
- 養護教諭、担任、スクールカウンセラー等が協働し、保護者とも情報を共有することを心がける。
- 札幌市で取り組む記名式の「悩みやいじめに関するアンケート調査」の他、本校独自のアンケート及び教育相談を計画的かつ確実に実施し、生徒の日常の様子を客観的に把握するように努める。
- アンケート調査や教育相談等において、生徒自らがＳＯＳを発信することや、いじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであり、この際の対応によって生徒が大人に相談しても効果がないと感じると、それ以降大人には相談しない状態になることも考えられるため、学校は、生徒からの相談に対して、迅速かつ丁寧に組織的に対応する。

#### (4) 家庭、地域との連携

- いじめのない温かな社会を築くために、子どもは家庭だけでも、学校だけでも育つものではないという認識を家庭や地域とも共有して、地域全体としていじめ防止に取り組む。
- いじめ防止に係る本校の姿勢をより密に地域と共有するために、本基本方針を学校ホームページに掲載する。
- ＰＴＡや地域の関係団体が集まる機会に、生徒の状況について情報を共有するとともに、いじめ防止対策の概要を説明し、学校のいじめ防止等の取組について理解を求める。
- 生徒のインターネットの使い方について家庭でのルールづくりを行うなど、インターネットの安全な利用について、ＰＴＡ集会等の際に啓発する。
- 学校いじめ対策組織の開催予定日、学校独自アンケートも含むいじめに係るアンケート調査・教育相談・学校評価・校内研修等の実施時期、未然防止教育の取組など、学校が計画した取組について、保護者や地域と共有する。
- 学校外でいじめの疑いがある場面を見かけた際には、積極的に学校へ情報を提供していただけるよう保護者や地域の方々をお願いしたり、地域における体験学習やお祭り等の行事での生徒の様子について地域の方々から積極的に情報を得るなど、地域ぐるみで生徒を見守り、生徒一人一人の指導に活かしていく。

#### (5) いじめへの対処

- 基本方針の理念に基づき、いじめの疑いを把握した場合には、速やかに学校いじめ対策組織において対応、方針を検討し、いじめられた生徒及びいじめを知らせてきた生徒の安全・安心を確保する。併せて、いじめた生徒に対しては、保護者の協力を得るとともに、必要に応じては関係各機関との連携を図りながら、適切に指導を行う。

- いじめの事実関係を把握する際、聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどして事実と経過を組織として把握するとともに、教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- 事実関係を確認する際、確認すべき情報の5W1H（いつ・どこで・だれが・何を・なぜ・どのように）を明確に整理して記録する。
- 確認した事実関係に基づいて、学校いじめ対策組織においていじめの認知の判断を行う。
- インターネット上の不適切な書き込み等については、インターネットの性格上、その情報が瞬時に多数の者に拡散するという被害の拡大を避けるためにも、事実関係を記録した上で、直ちに削除の措置等をとる。
- 認知したいじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察等への相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- いじめられた生徒に希死念慮が生じるなど、命の危険が懸念される場合には、保護者とも連携の上、関係各機関と連携して対応する。
- いじめを重大事態化させないためにも、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員全員で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討する。

#### (6) いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組と個別状況の記録、保管

- 教職員が何らかの形で生徒の心配な状況を把握したり、生徒からの訴えがあった場合は、一人でその情報を抱え込んだり対応不要であると個人で判断したりせずに、他の教職員に相談するなど、校内で情報を共有し組織として対応できるように学校の体制を整える。
- 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用するなどして、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など、過年度の情報も含め、生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。
- いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び生徒の自殺念慮や自殺企図などに関する情報については、生徒の進級・進学や転学の際に、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。また、悩みやいじめに関するアンケート調査の結果は、小学校から中学校に情報を引継ぎ、中学において3年間保管管理する。

#### (7) いじめ再発の防止

- 生徒のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を適宜行う。
- いじめが解決したと思われた後も、生徒の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて、関係する保護者とも定期的な情報交換を行う。
- 再び同様のいじめが発生しないように、互いに認め合う人間関係を構築できるようにする日常的な指導を心がける。

- 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

## 7 いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」と判断した場合でも、いじめが再発する可能性は十分にあり得ることを踏まえ、生徒への日常的な見守りを丁寧に継続する。
- 被害生徒がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行う。
- 生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害生徒に対する謝罪だけではなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものとする。
- いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害生徒及びその保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。

## 8 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針（令和6年改訂）」に「重大事態」とは、次のように示されている。

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
具体的には次の様なケースなどが想定される。
  - ・ 生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合

- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、文部科学省が示す不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

本校においても、以上の2つを「重大事態」と捉える。

なお、いじめ被害が疑われる生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、迅速にその対応を始める。

## (2) 重大事態発生時の対応

- 重大事態の発生時には、学校から教育委員会に事態の発生を速やかに報告する。
- 教育委員会は、発生した重大事態の特性や経緯、いじめられた生徒または保護者の申立てなどを踏まえ、学校と教育委員会とのどちらが調査の主体になるかを総合的かつ慎重に判断する。
- 学校は、教育委員会の判断と指導を受けて、当該事案について丁寧に対応していく。
- また、重大事態はもちろんのこと、上記「重大事態」には当てはまらないが、学校として緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。
- なお、生徒やその保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして速やかに調査、報告等に当たる。

## 9 いじめ防止対策基本方針に係る評価と改善

- 学校いじめ防止基本方針は、PDCAサイクルに基づいて評価し定期的に見直しを図る。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、生徒や保護者との教育相談活動の実施、校内研修の実施等)に関する項目を位置付ける。
- 学校評価において目標の達成状況等を評価し、今後の取組の改善につなげていく。

## 10 付記

本基本方針は、本校におけるいじめに関する対応マニュアルとしての性格も併せ持つものとする。

# いじめ防止対策推進法における重大事態発生後の対応フロー

## <市立学校> 重大事態の発生

### (1) 重大事態発生の報告

- 市立学校より教育委員会へ
- 教育委員会から市長へ

### (2) 調査主体の判断

- 教育委員会が経緯や事案の特性等により判断

市立学校に弁護士等の専門家を加えた調査組織による調査

教育委員会の附属機関による調査（札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会）

### (3) 調査の実施

- 調査主体から教育委員会へ調査結果の報告

### (4) 調査結果の提供・報告

- 教育委員会又は学校からいじめられた児童生徒及び保護者に対し情報提供
- 情報提供後、教育委員会から速やかに市長に報告
- いじめられた児童生徒又はその保護者からの調査報告書に対する所見をまとめた文書があれば調査結果に添付

### 必要に応じた再調査の実施

- 市長が必要と認めるときには「札幌市子ども・子育て会議」において再調査を実施

### (5) 調査結果の公表

- 国のガイドラインに基づき調査結果を公表

### 再調査結果の提供・報告

- 再調査の結果を、いじめられた児童生徒及び保護者に対し情報提供
- 市長から議会に再調査の結果を報告

### (6) 調査・再調査の結果を踏まえた措置

- 市長及び教育委員会は、同種の事態の発生防止のための必要な措置を実施

### (7) 学校と教育委員会における取組の検証

- 調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、検証を行う。
- 教育委員会は、学校及び教育委員会の再発防止の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会に報告し、必要な改善を図る。